

事務連絡  
令和2年4月17日

一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中

厚生労働省医政局総務課

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業所等で働く方々の  
感染予防、健康管理の強化について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、状況が刻々と変化していく中、その対応にご尽力いただきありがとうございます。

令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、同16日に全国に拡大されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

基本的対処方針では、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、国民の安定的な生活、社会の安定の維持等に不可欠な業務を行う事業者を、緊急事態宣言時にも事業の継続を求められる事業者として定めております。

このたび、継続が求められる事業に従事する方々の感染予防、健康管理の強化に向けて、職場で事業者と労働者が一体となって、適切に取り組んで頂きたい事項を別添の通り取りまとめました。

貴団体におかれましては、内容を御了知の上、傘下事業者等の皆様に対し同様の取組みを進めて頂くよう周知をお願いします。

事務連絡  
令和2年4月17日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々の  
感染予防、健康管理の強化について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、かねてより必要な対応をお願いしているところですが、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出される一方、介護事業者などは支援が必要な方々の保護の継続等に不可欠な業務を行う事業者とされております。

こうした状況に鑑み、すべての職場で働く方々の感染を防止するために、職場における感染予防、健康管理の強化に向けて、職場において事業者、労働者が一体となって、それぞれの事業の特性も踏まえつつ、対策に取り組んでいただくことについて、厚生労働省労働基準局長より労使団体の長あてに「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」が発出されました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知についてご協力をお願いいたします。